請求権として民事裁判の審査対象としての適格性を有しないとはいえないから、本件訴えは適法であるというべきである。」

原告と被告の立証責任

①原告の立証責任（第１段）

「原告らは、①原子力発電所の運転による放射性物質の発生、②原子力発電所の平常運転時及び事故時における右放射性物質の外部への排出の可能性、③右放射性物質の拡散の可能性、④右放射性物質の原告らの身体への到達の可能性、⑤右放射性物質に起因する放射線による被害発生の可能性について、立証責任を負うべきことになる。」

②被告の立証責任

「原告らは、既に前記①ないし⑤の点について原告らの必要な立証を行っていること、本件原子力発電所の安全性に関する資料をすべて被告の側が保持していることなどの点を考慮すると、本件原子力発電所の安全性については、被告の側において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、非公開の資料を含む必要な資料を提出したうえで立証する必要があり、被告が右立証を尽くさない場合には、本件原子力発電所に安全性に欠ける点があることが事実上推定（推認）されるものというべきである。」

③原告の立証責任（第２段）

「被告において、本件原子力発電所の安全性について必要とされる立証を尽くした場合には、安全性に欠ける点があることについて更なる立証を行わなければならないものと解すべきである。」

事故（「事象」）に対する電力会社の対応の不十分さを指摘

「原子力施設の設置者は、人為ミスや機器・部品等の不具合等による事象の発生をできるだけ防止するように努めなければならないものの、これを完全に防止することができないことも、いうまでもないことであるから、いったん事象が発生した場合には、主務官庁や地方自治体に対し適正迅速に必要な報告をすることはもちろんのこと、付近住民に対しても、防護管理上の問題等が生じない限度で、できる限り詳細かつ具体的に、事象の発生の経緯・原因、事象の短期・長期の対応などについて、情報の公開をし、もって付近住民を含む国民との間で、原子力施設の危険性及びその安全確保の問題について、常に、できるだけ共通した認識をもつことが要請されているというべきである。前述した事象発生後の被告の措置には、右のような観点からすれば、批判されるべき点が含まれることは否定することができない。」

会計報告('94.2/1～2/28)

収入	
会費	１２、０００
ニュース講読料	２８、０００
コピー代	２、０２０
計	４２、０２０
支出	
ニュース印刷代	１７、５００
郵送料	１０、３７０
振替手数料	２３５
事務用品費	１１、３３０
計	３９、４３５
差引	２、５８５
積立金合計	２、１８０、５０２

伊方訴訟ニュース

第 247 号
1994年３月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

伊方３号炉が臨界に
周辺住民が知事と四電に抗議

約７年半前から建設中だった伊方原発３号炉（加圧水型、電気出力８９万KW）が、さる２月２３日に初臨界に達し、試運転を開始した。国内原発では４８番目、加圧水型では２２番目。３月中旬に５万KWから試験送電を行い、来年３月に営業運転を開始する予定。

伊方原発反対八西連絡協議会は、愛媛県の伊賀知事と四電の近藤社長あてに、また、愛媛県内の１０団体からなる「原発さよならえひめネットワーク」は、近藤社長あてに、それぞれ以下の抗議文を発送した。

抗議文

四国電力が伊方町に建設している伊方原発３号炉は、臨界に達したと聞く。

四電役員たちは喜びに達しているというが、３号炉の臨界・稼働は、我々八西地区住民の命や地域の自然環境を、滅亡の淵に追いやるということに拍車をかけることに他ならない。

我々は、我々や我々の家族を、より危険と不安に追い込む３号炉の増設、運転を決して許すことはできない。

我々の住む八西地区の伊方町には、すでに二つの原発が動いている。この間、米国でスリーマイル島原発、旧ソ連でチェルノブイリ原発と二つの大事故が発生し、国や県、そして四電が繰り返して主張してきた安全神話は崩れさっている。

さらに伊方原発１号炉裁判で「絶対に起り得ない」と、国、安全審査委員会が断言してはばからなかった蒸気発生器細管の破断は、美浜２号原発で起きた。高浜原発２号炉運転差し止め訴訟では、裁判所においても細管の破断を認めざるをえなくなった。

そればかりか、四電は蒸気発生器の取り替え計画を言明している。

こうした、いいかげんな科学技術、科学者、国、企業によって開発されている原発そのものが、いかに危険きわまりないかは言を待たない。

３号炉が運転されることは、平常被曝の量が、温排水による海の被害が、３倍、４倍になることである。過去、水俣病や足尾鉱銅公害の悲惨な例に見るように、被害に我々住民が気付きはじめた時には、もう取り返しがつかないのだ。

恐ろしいのは、巨大技術の結晶である原発と言うのは、今までの公害以上の壊滅的な被害を、この地に及ぼすことだ。

３号炉の運転に強く抗議するとともに、伊方原発の撤廃を強く求める。

１９９４年２月２３日

伊方原発反対八西連絡協議会

会長　広野房一

抗議声明

四国電力株式会社

取締役社長　近藤耕三殿

貴社が愛媛県伊方町に建設している原子力発電所３号炉は今まさに臨界に達し、稼働しようとしているが、この３号炉は建設計画段階から地元の大多数の人々の原発反対の意志を踏みにじってきたばかりでなく、２号炉までという安全協定をむりやり改訂させ進めてきたものである。１号炉を初め原発建設にかかわりこれまで行われてきた卑劣で強引な民意を顧みないやり方をひとつとっても、今回の臨界とこれから続く試験、営業運転は到底許されるものではない。しかも人々に望まれていないことを知るべきである。

もっとも重大なことは、３号炉の稼働により、これまで以上の危険が加わることである。３号炉は１、２号炉と比べ、その出力も大きく、一旦事故が起ったときの災害規模はさらに大きくなる。また１基増えることで事故の危険率は増大する。周辺に排出される放射能量はこれまでに加わり増加する。温排水も一段と流量が増し、環境への影響もこれまでの比ではない。周辺の人々をはじめ愛媛に住まう私達は、今日の臨界以降、常により大きな危険にさらされ、不安の日々を過ごすことになる。たとえ独占をほしいままにしている電力会社といえども、この様な危険を生じさせる権利は決してない。

欧米先進国は、スリーマイル事故をはじめ、あの悲惨なチェルノブイリ事故を経験し、自らも被曝を経験して以来、原子力から具体的に脱却し始めている。新規の原発の注文はチェルノブイリ事故以降ほとんどない。そのなかで、日本はチェルノブイリ事故の経験を学ぶどころか、日本だけが、根拠もなく大事故から免れきれると、非科学的に原発安全神話を信仰し、原発を作り続けている。

これを可能にしているのは高度成長期以来、より大規模な施設を建設すればするほど、利益を生み出す電力事業の特異性とそれが生み出す利益構造である。その上であぐらをかき、ひたすら大型電源即ち原発建設に邁進すれば、やがて経済的にも破綻をきたすであろう。これからは集約巨大化ではなく、分散ソフト化の時代である。原子力発電所を増設し稼働させようとすることは、２１世紀の日本の未来を閉ざすものである。

原発さよならえひめネットワーク

愛媛県が情報公開に前向き
伊方原発の安全監視に役立てたい

原発さよならえひめネットワーク

丸井美恵子

１月から愛媛県で情報公開制度がようやく始まった。ただし法的根拠のある条令ではなく要綱であり、行政機関の内部基準に過ぎない。今後条令化を進める上では多くの利用者の実績が必要である。ネットワークもまず手始めに原発関係の資料を２件申請した。

ひとつは、この１月に四電が、これまで施栓率が低く優秀と誇っていた伊方１号機の蒸気発生器の交換を検討すると突然発表したことに関連して、発表した場の原発環境安全管理委員会の議事録を、情報公開要綱が公開を認めている１９９２年以降について申請した。二件目は、昨年の「あかつき丸」によるプルトニウム輸送を機に非公開にされた核燃料搬入・搬出に関する情報である。

情報公開申請の窓口は、県庁の新館１階に新しく設置された情報室である。これまでの資料一枚出すどころか、一言も漏らすまいとする県庁職員の対応から、できるだけ要望に応じようとする情報室の職員の姿勢の変化に、情報公開のひとつの意義を感じた。

さて、これら二つの申請は規定どおり１５日以内に結果が通知され、同委員会の議事録は公開に、また核燃料搬出・搬入計画書については部分公開になった。公開された委員会議事録は、毎回ほんの３～４頁に審議結果要旨と委員らの発言要旨がまとめられているだけであり、低調な感は免れない。懸案の蒸気発生器のくだりも、とくに新聞発表以上の事実は見付けることができなかった。昨年１２月の高浜原発訴訟判決で蒸気発生器細管の破断が起りうることが認められ、しかも現行の定期検査に採用されている検査方法では細管の傷が１００％発見できないことが指摘された後だけに、今回の突然の蒸気発生器交換の発表に不安が残る。

議事録を通読すると、その都度添付資料が出されたり、県にはない情報も委員の求めに応じて出している場合も見受けられ、それらも公開される可能性があることから、議事録の公開は様々な局面で意味のあることに違いない。今後、さらに情報を収集し、伊方原発でなにが起っているのかを追及するとともに、委員会が本来のチェック機能を果たしてくれるよう各方面から働きかけていくことが私達の課題であろう。

一方、核燃料処理・搬入計画書は「国からの要請により全国的に統一して非公開としており、公開すると、他県との信頼関係を損なう恐れがある」との理由が付され、港や運搬業者等が一部黒塗りされている書類が公開された。現在、上記理由の根拠や他県の情報を収集し、不服申請など今後の対策を検討中である。これらは全国的な問題でもあり、他県の運動とも連携していきたい。

垣見証人第２回反対尋問の内容

－２号炉第５１回公判（1994年1月28日）－

（その１）

敷地・断層の調査はどの程度？

原告　前回証言で、伊方現地調査の際の行き帰りに、近くの断層を調査した、と述べたが、何ヵ所の断層か？

垣見　川上、伊予、砥部などの断層。

原告　１ヵ所あたり要した時間は？

垣見　２０分から３０分。

原告　メンバーは？

垣見　四国電力が説明した。

原告　２号炉の時か？

垣見　３号炉の審査もしているので、よく覚えていない。

原告　どこへ泊まったか？

垣見　バスで行ったと思う。

原告　被告の準備書面の資料によると、１日だけ、とあるが？

垣見　まる１日かけた、と前回に言ったのは記憶違いだった。

原告　敷地での調査は？

垣見　はっきりしないが、炉心予定地地下の十字の試掘穴は見た。

原告　２号炉の時か？

垣見　はっきりしない。

原告　２号炉予定地の状況は？

垣見　よく覚えていない。

地震の分類はおかしいのでは？

原告　２号炉の申請書中この図の中の丸印は地震を表わしているのか？

垣見　そうだ。

原告　図面の中の最大加速度とは？

垣見　地震の振動強さ。

原告　卓越周期とは？

垣見　標準的な岩盤に特徴的な振動周期。

原告　地震地帯構造とは？

垣見　同じような地震の起り方をする地帯のこと。

原告　同じような地質ということ？

垣見　必らずしも同じ地質でない。

原告　図の中で、タイプＡとＢに分けてあるのは、地帯構造によるのか？

垣見　というより、近いか遠いかで。

原告　地震のマグニチュードとの関係は？

垣見　近い地震はＭ７以下。

原告　番号３１３の地震は？

垣見　たぶん安芸灘地震。

原告　なぜ遠い地震のグループＢに？

垣見　四国電力の分類で、我々には、どちらでもいい。

原告　同じ近さの１４８番の地震がどうしてタイプＡに？

垣見　どちらでもいい。

原告　３１３番の地震は理科年表では、マグニチュードが７．６（７．１）とあるが？

垣見　当時の知見としては７．１が正しいとした。

原告　なぜか？

垣見　河角先生の評価は０．５大きいから

原告　大事な地震なのにマグニチュードを切り下げた妥当性について四電は？

垣見　四電が新たな調査をしたかどうか記憶にないが、安全審査では、最新の知見に合っているかどうかを見る。

原告　平均で０．５下げるのは科学的ではないのでは。平均だと上下するのでは？

垣見　それほど下がらないものもあり得るが、その幅は耐震設計で余裕を見ている。

原告　すでに土地を入手していた四電が、０．５下げた資料を出したことについては？

垣見　２号炉審査の時には宇佐美報告が出て、さらにマグニチュードが下がっていたので自信がある。

原告　見直したのは宇佐美さんだけか？

垣見　他にもいると思う。

原告　関東大地震では－０．１だけだが？

垣見　河角の評価だけではないから。

原告　下がるだけか？

垣見　上がる記憶はない。

原告　明治・大正以外については？

垣見　四電は理科年表のデータを採用していた。

原告　設計地震としては、松山沖のマグニチュード７．１の地震を取り、－０．５ではなく－０．２とし、それに余裕を見込んで＋０．１するというややこしいことをして、結局７．０の地震を設定し、震央を敷地の直下３０Ｋｍとした上で、最大加速度をタイプＡの地震については１８５Ｇａｌ、タイプＢは４５Ｇａｌとしている。これでは、とても合理的と言えないのではないか？

被告　尋問が重複している。原告の弁論でないことを注意してほしい。

裁判長　原告の不信はよく分かったので、準備書面で不信な点を出してほしい。

原告　結局は、３１３番の地震をタイプＢに入れることでマグニチュードの上限を押さえたのではないか？

垣見　タイプＡに入れても、地震動の評価値１８５Ｇａｌの中に入る。

原告　３１３番の地震を取ると、７．６－０．２＋０．１＝７．５となるから、それを原子炉直下地震と設定すべきではないか？

垣見　そうではない。地帯構造も考えて、－０．２＋０．１として、マグニチュード７程度の地震を想定した。

原告　次に、４番の地震は？

垣見　たぶん土佐沖地震。

原告　なぜ遠いタイプＢに入れないか？

垣見　タイプＢは地域的には伊予灘だから

原告　なぜ入れないのか？

垣見　巨大地震だが、加速度はしれている

原告　しかし、距離では同じ地震をタイプＢに入れているではないか？

垣見　加速度では評価している。なぜ入れなかったか私には分からない。

原告　安全審査では説明は誰がしたのか？

垣見　四電社員か事務局。

原告　四電が出席していたのか？

垣見　現在はそんなことはないが、初期には出ていた。

原告　２号炉の時は？

垣見　１号炉の時は出ていたように思う。

原告　４番の地震については、どう説明を受けたか？

垣見　巨大だが、遠いので卓越周期も大きく、加速度も小さい、と。

原告　タイプＡ，Ｂの分け方は、申請書では、タイプＢの最大地盤速度２．８cm/secとしている。しかし４番の地震の最大速度は４～５cm/secではないか？

垣見　そのぐらいになるだろう。

原告　なのに、なぜ考慮しなかった？

垣見　２号炉審査当時は最大加速度で評価し、３号炉になって速度でやるようになったが、結果的には変わらないから問題ない。

（以下次号に続く）

女川原発運転・建設差し止め請求訴訟判決

東北電力女川原発周辺の住民１４名が、約１２年間、同原発１、２号機の運転・建設の差し止めを訴え続けてきた裁判の判決が、１月３１日に仙台地方裁判所で言い渡された。

さきの高浜２号機訴訟と同様に、電力会社相手の民事訴訟であったが、やはり、裁判所は「国のお墨付き」の壁を乗り越えることができず住民らの訴えを棄却した。しかし、これも高浜訴訟と同様に、原発の現状に疑問を持っている裁判官たちの思いを、判決のあちこちに垣間見ることができる。そうした箇所のいくつかを以下に引用しておこう。

「人格権」と「環境権」を認知

「人格権に基づき本件原子力発電所１号機の運転差し止め及び本件原子力発電所２号機の建設差し止めを求める本件請求は、民訴法上請求権としての適格性を有することは明らかであるから、本件訴えは適法というべきである。」

「原告らが主張する環境権が実定法上明文のないことは被告の指摘するとおりではあるものの、権利の主体となる権利者の範囲、権利の対象となる環境の範囲、権利の内容は、具体的・個別的な事案に即して考えるならば、必らずしも不明確であるとは速断し得ず、環境権に基づく本件請求については、民訴法上、